

区民委員会議案説明資料

令和元年6月25日

件 名

- 1 第43号議案 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 1

(区 民 部)

第 4 3 号議案説明資料

令和元年 6 月 2 5 日

件 名	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例
所管部課名	区民部課税課
内 容	<p>地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）等が公布・施行されたことに伴い、足立区特別区税条例等の一部を改正する。</p> <p>主な改正の概要（詳細は別紙・新旧対照表のとおり）</p> <p>1 特別区民税</p> <p>(1) 住宅ローン控除の拡充 消費税率 1 0 % が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除期間を 3 年間延長する（令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの間に住居の用に供した場合に適用）。</p> <p>(2) 寄附金税額控除（ふるさと納税制度）の見直し 過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう制度の見直しを行う。</p> <p>(3) 子どもの貧困に対応するための非課税措置の適用 前年の所得金額が 1 3 5 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる（事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている者）。</p> <p>2 軽自動車税</p> <p>(1) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減 自家用乗用車について、環境性能割の税率を 1 % 分軽減する（令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日取得分）。</p> <p>(2) 軽自動車税種別割のグリーン化特例の見直し 令和 3 年度及び令和 4 年度新規取得の自家用乗用車に係るグリーン化特例の適用対象を、電気自動車等に限定する。</p>
今後の方針	<p>施行年月日</p> <p>公布の日から施行 : 上記 1 (1)、(2)</p> <p>令和元年 1 0 月 1 日 : 上記 2 (1)</p> <p>令和 3 年 1 月 1 日 : 上記 1 (3)</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日 : 上記 2 (2)</p>

第1条による改正

足立区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p>
<p>(区民税の非課税の範囲)</p>	<p>(区民税の非課税の範囲)</p>
<p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税にかかる所得割」という。）を除く。）を課さない。</p>	<p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税にかかる所得割」という。）を除く。）を課さない。</p>
<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p>	<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p>
<p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p>	<p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p>
<p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 (寄附金税額控除)</p>	<p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 (寄附金税額控除)</p>
<p>第19条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭（第3号から第12号までに掲げるものに関しては、それぞれ規則で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその</p>	<p>第19条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>

2

改正前	改正後
<p>者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を都内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定められるもの</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>(4) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人（第2号に掲げるものを除く。）に対する寄附金 （当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p>	<p>(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人 に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p>

改正前	改正後				
<p>(8) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(9) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（<u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(10) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(11) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>(12) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p>	<p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（<u>法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する <div style="text-align: center;">特定非営利活動に 関</div> する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p>				
<p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第18条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="203 1321 1061 1407"> <tbody> <tr> <td>195万円以下の金額</td> <td>100分の85</td> </tr> <tr> <td>195万円を超え330万円以下の金額</td> <td>100分の80</td> </tr> </tbody> </table>	195万円以下の金額	100分の85	195万円を超え330万円以下の金額	100分の80	<p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</u></p>
195万円以下の金額	100分の85				
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80				

改正前	改正後
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50
<p>(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第18条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90</p>	
<p>(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）</p>	
<p>ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p>	
<p>イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p>	
<p>（区民税の申告）</p>	<p>（区民税の申告）</p>
<p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けてい</p>	<p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けてい</p>

改正前	改正後
<p>る者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）は規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定</p>	<p>る者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）は規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定</p>

改正前	改正後
<p>める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。</p>	<p>める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。</p>
<p>6 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>	<p>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で、区内に住所を有する者が、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p>
<p>6 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>	<p>7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>
<p>7 第9条第2号の者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。</p>	<p>8 第9条第2号の者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。</p>
<p>（区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>（1）当該給与支払者の氏名又は名称</p>	<p>（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>（1）当該給与支払者の氏名又は名称</p>

改正前	改正後
<p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族 申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p>	<p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p>(3) 当該給与所得者が<u>单身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下こ</p>

改正前	改正後
<p>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所</p>	<p>の項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨 (4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所</p>

改正前	改正後
<p>轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (区民税にかかる不申告に関する過料)</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (区民税にかかる不申告に関する過料)</p>
<p>第25条 区民税の納税義務者が第23条第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかつた場合又は第23条第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第25条 区民税の納税義務者が第23条第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかつた場合又は第23条第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>
<p>2 前項の過料の額は、区長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p>	<p>2 前項の過料の額は、区長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p>
<p>付 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>	<p>付 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>
<p>第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>第3条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>
<p>第3条の5の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から</p>	<p>第3条の5の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から</p>

改正前	改正後
<p>平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第18条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第18条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p>	
<p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。)</p>	
<p>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</p>	
<p>3 第1項の規定の適用がある場合における第20条及び第20条の2第1項の規定の適用については、第20条中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第3条の5の2第1項」と、第20条の2第1項中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び付則第3条の5の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第20条及び第20条の2第1項の規定の適用については、第20条中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第3条の5の2第1項」と、第20条の2第1項中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び付則第3条の5の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p>
<p>第3条の6 第19条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、同条第2項 第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得に</p>	<p>第3条の6 第19条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得に</p>

改正前	改正後
<p>ついて、付則第7条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第19条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第18条及び第18条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。</p> <p>(1) 第18条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第19条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>(2) 第18条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第19条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> <p>(3) 前年中の所得について付則第9条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50</p> <p>(4) 前年中の所得について付則第12条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60</p> <p>(5) 前年中の所得について付則第7条第1項、付則第10条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>ついて、付則第7条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第19条第2項に規定する特例控除額は、同項 の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書</p>	<p>第4条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書</p>

改正前	改正後
<p>(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用については、同項中「第18条から前条まで」とあるのは、「第18条から前条まで及び付則第4条第2項」とする。</p> <p>(個人の区民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)</p> <p>第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第19条第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出(第24条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長</p>	<p>(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用については、同項中「第18条から前条まで」とあるのは、「第18条から前条まで及び付則第4条第2項」とする。</p> <p>(個人の区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第19条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出(第24条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」と</p>

改正前	改正後
<p>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>地方団体の長</u> に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u> は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた区市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第4条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）</u> においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第19条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>いう。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>都道府県知事等</u> に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u> は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた区市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第4条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）</u> には、<u>法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第19条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</u></p>
	<p>第4条の4 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む）</p>

改正前	改正後
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第4条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p>	<p>む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第4条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第4条の4の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第4条の6の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割</p>

改正前	改正後																		
<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第4条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="203 550 1059 683"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	<p>に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第4条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 550 2016 683"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第38条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5																	
第2号	100分の2	100分の1																	
第3号	100分の3	100分の2																	
第1号	100分の1	100分の0.5																	
第2号	100分の2	100分の1																	
第3号	100分の3	100分の2																	
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第5条 法附則第30条第1項</p> <p>に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第5条 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>平成31年度分</u></p> <p>の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																		

改正前			改正後		
第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円			
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円			
	10,800円	2,700円			
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円			
	5,000円	1,300円			
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円			
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円			
	10,800円	5,400円			
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円			
	5,000円	2,500円			
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車</p>					

改正前	改正後													
<p>(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="203 422 1059 643"> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円	
第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円												
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円												
	10,800円	8,100円												
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円												
	5,000円	3,800円												
<p>5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 938 2016 1161"> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円												
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円												
	10,800円	2,700円												
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円												
	5,000円	1,300円												
<p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車</p> <p>に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃料機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場</p>													

改正前	改正後													
<p>合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第3項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 331 2018 547"> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円												
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円												
	10,800円	5,400円												
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円												
	5,000円	2,500円												
<p>7 <u>法附則第30条第8項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第4項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p>	<p>4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 895 2018 1110"> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円												
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円												
	10,800円	8,100円												
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円												
	5,000円	3,800円												
<p>第6条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>													
<p>2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第40条</p>	<p>2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があること</p>													

改正前	改正後
<p>第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。</p>	<p>を第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（付則第6条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）</p>	<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）</p>
<p>第11条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す</p>	<p>第11条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す</p>

改正前	改正後
<p>る額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（個人の区民税の税率の特例等）</p> <p>第15条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の区民税に限り、均等割の税率は、第13条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>る額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（個人の区民税の税率の特例等）</p> <p>第15条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の区民税に限り、均等割の税率は、第13条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第14条の規定の適用については、「前条の規定によつて課する額」とあるのは、「前条の規定によつて課する額に500円を加算した額」とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第14条の規定の適用については、「前条の規定によつて課する額」とあるのは、「前条の規定によつて課する額に500円を加算した額」とする。</p>
	<p>付 則</p>
	<p>(施行期日)</p>
	<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
	<p>(1) 第1条中足立区特別区税条例付則第4条の4を加える改正規定、付則第4条の4の2第2項から第4項を加える改正規定、付則第4条の8第3項を加える改正規定、第6条の追加規定、第3条の改正規定及び付則第6条の規定 令和元年10月1日</p>
	<p>(2) 第1条中足立区特別区税条例第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定、第24条の2、第24条の3及び第25条の改正規定及び付則第3条の規定 令和2年1月1日</p>
	<p>(3) 第1条中足立区特別区税条例第10条の改正規定及び付則第4条の規定 令和3年1月1日</p>
	<p>(4) 第4条の規定及び付則第7条の規定 令和3年4月1日</p>
	<p>(区税に関する経過措置)</p>
	<p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p>
	<p>(2) 新条例第19条並びに付則第3条の6及び第4条の3の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成31年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p>
	<p>(3) 新条例第19条第1項及び付則第4条の3の規定の適用については、令和2年度分の個人の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定</p>

改正前	改正後	
	中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
	第19条第1項	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	付則第4条の3	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は足立区特別区税条例の一部を改正する条例（令和元年〇月〇日条例第〇号）付則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の足立区特別区税条例付則第4条の2第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
	(4) 新条例付則第4条の2第1項から第3項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年	

改正前	改正後
	<p>法律第226号) 第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 2年新条例第24条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき足立区特別区税条例第23条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>3 2年新条例第24条の3第1項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p>第4条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例第10条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従</p>

改正前	改正後
	<p><u>前の例による。</u></p> <p><u>第6条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</u></p> <p><u>2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</u></p> <p><u>第7条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p>

第2条による改正

足立区特別区税条例の一部を改正する条例（平成29年12月25日条例第43号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第38条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>付 則 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>	<p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第38条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>付 則 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>

改正前			改正後																												
<p>第4条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (軽自動車税の税率の特例)</p>			第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	<p>第4条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (<u>軽自動車税の種別割</u>の税率の特例)</p>			第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2								
第1号	100分の1	100分の0.5																													
第2号	100分の2	100分の1																													
第3号	100分の3	100分の2																													
第1号	100分の1	100分の0.5																													
第2号	100分の2	100分の1																													
第3号	100分の3	100分の2																													
<p>第5条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ</p>			第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<p>第5条 <u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車</u>が最初の<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定</u>（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ</p>			第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																													
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																													
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													

改正前			改正後		
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円
(施行期日)			(施行期日)		
第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。			第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		
(1) 第1条中足立区特別区税条例第14条第1号及び付則第2条の2の2第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日			(1) 第1条中足立区特別区税条例第14条第1号及び付則第2条の2の2第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日		
(2) 第1条中足立区特別区税条例第37条の改正規定、同条例第38条の2を第38条の3とし、第38条を第38条の2とし、第37条の次に1条を加える改正規定、同条例第39条の前に6条を加える改正規定、同条例第39条、第40条及び第42条から第46条の2までの改正規定、同条例付則第4条の3の次に5条を加える改正規定並びに同条例付則第5条第1項の改正規定、第2条、第3条並びに付則第3条及び第4条の規定 平成31年10月1日			(2) 第1条中足立区特別区税条例第37条の改正規定、同条例第38条の2を第38条の3とし、第38条を第38条の2とし、第37条の次に1条を加える改正規定、同条例第39条の前に6条を加える改正規定、同条例第39条、第40条及び第42条から第46条の2までの改正規定、同条例付則第4条の3の次に5条を加える改正規定並びに同条例付則第5条第1項の改正規定、第2条、第3条並びに付則第3条及び第4条の規定 令和元年10月1日		
(区民税に関する経過措置)			(区民税に関する経過措置)		
第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の区民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成28年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。			第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の区民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成28年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。		
2 前条第1号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。			2 前条第1号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。		
第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。			第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。		
2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車			2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車		

改正前	改正後
車税については、なお従前の例による。	車税については、なお従前の例による。

第3条による改正

足立区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後																										
○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号	○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号																										
付 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)	付 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)																										
第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									
第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									
	2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円																		
第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円																									
	10,800円	2,700円																									

改正前	改正後		
	第1項第2号ア(ウ) (ii)	3,800円	1,000円
		5,000円	1,300円
	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
	第1項第2号ア(ウ) (i)	6,900円	3,500円
		10,800円	5,400円
	第1項第2号ア(ウ) (ii)	3,800円	1,900円
		5,000円	2,500円
	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
	第1項第2号ア(ウ) (i)	6,900円	5,200円
		10,800円	8,100円

改正前	改正後		
	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
		5,000円	3,800円

第4条による改正

足立区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後																										
○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号	○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号																										
付 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)	付 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)																										
第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(ii)</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									
第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円																									
	10,800円	12,900円																									
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円																									
	5,000円	6,000円																									
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項第2号ア(ウ)(i)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> </table>	第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円										
第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円																									
	10,800円	2,700円																									
第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																									
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円																									
	10,800円	2,700円																									

改正前			改正後		
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円	第1項第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円

改正前			改正後		
第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円	第1項第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加</p>			<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加</p>		

改正前	改正後
算した金額とする。	算した金額とする。

第5条による改正

足立区特別区税条例の一部を改正する条例（平成27年10月26日条例第87号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後						
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p>						
<p>(特別区たばこ税に関する経過措置)</p>	<p>(特別区たばこ税に関する経過措置)</p>						
<p>第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた旧条例付則第6条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。</p>	<p>第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた旧条例付則第6条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。</p>						
<p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、足立区特別区税条例第50条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p>	<p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、足立区特別区税条例第50条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p>						
<p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p>	<p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p>						
<p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p>	<p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p>						
<p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p>	<p>(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p>						
<p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第51条の3第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第51条の3第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>						
<table border="1" data-bbox="201 1189 1064 1402"> <tr> <td data-bbox="201 1189 481 1402">第51条の3第1項</td> <td data-bbox="481 1189 772 1402">施行規則第34号の2様式</td> <td data-bbox="772 1189 1064 1402">地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則</td> </tr> </table>	第51条の3第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則	<table border="1" data-bbox="1153 1189 2016 1402"> <tr> <td data-bbox="1153 1189 1433 1402">第51条の3第1項</td> <td data-bbox="1433 1189 1724 1402">施行規則第34号の2様式</td> <td data-bbox="1724 1189 2016 1402">地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則</td> </tr> </table>	第51条の3第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則
第51条の3第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則					
第51条の3第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則					

改正前			改正後		
		(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式			(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第51条の3第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第51条の3第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第51条の3第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第51条の3第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第51条の3第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式	第51条の3第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(足立区特別区税条例第47条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該

改正前			改正後		
紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。			紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。		
5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)別記第2号様式による申告書を平成28年5月2日までに区長に提出しなければならない。			5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)別記第2号様式による申告書を平成28年5月2日までに区長に提出しなければならない。		
6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。			6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。		
7 第4項の規定により特別区たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、足立区特別区税条例第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 第4項の規定により特別区たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、足立区特別区税条例第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第51条の3第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)別記第2号様式	第51条の3第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)別記第2号様式
第51条の3第5項	第1項又は第2項	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成27年足立区条例第87号。以下この節において「平成27年	第51条の3第5項	第1項又は第2項	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成27年足立区条例第87号。以下この節において「平成27年

改正前			改正後		
		改正条例」という。) 付則第5条第6項			改正条例」という。) 付則第5条第6項
第51条の6第1項	第51条の3第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例付則第5条第5項 同項	第51条の6第1項	第51条の3第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例付則第5条第5項 同項
第52条第2項	第51条の3第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第5条第6項	第52条第2項	第51条の3第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第5条第6項
8	卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該特別区たばこ税に相当する金額を、新条例第51条の4の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき特別区たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る特別区たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第51条の3第1項から第3項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。		8	卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該特別区たばこ税に相当する金額を、新条例第51条の4の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき特別区たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る特別区たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第51条の3第1項から第3項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。	
9	平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内		9	平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内	

改正前			改正後		
<p>に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>			<p>に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>		
<p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5項	前項	第9項	第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日		平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日	第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の	第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	前2項及び第9項		同項から前項まで	前2項及び第9項
第7項の表第51条の3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項	第7項の表第51条の3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第51条の3第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第51条の3第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第51条の6第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第10項において準用する同条第5項	第7項の表第51条の6第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第52条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6	第7項の表第52条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6

改正前			改正後		
		項			項
第8項	第4項	第9項	第8項	第4項	第9項
<p>11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。</p>			<p>11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。</p>		
<p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5項	前項 附則第20条第4項	第11項 附則第20条第12項において準用する同条第4項	第5項	前項 附則第20条第4項	第11項 附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日		平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日	第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第11項の 前2項及び第11項	第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第11項の 前2項及び第11項

改正前			改正後		
第7項の表第51条の3 第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項	第7項の表第51条の3 第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第51条の3 第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第51条の3 第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第51条の6 第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第51条の6 第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第52条第2 項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第52条第2 項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項	第8項	第4項	第11項

44

- 13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。
- 13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課

改正前			改正後		
<p>する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5項	前項 附則第20条第4項 平成28年5月2日	第13項 附則第20条第14項において準用する同条第4項 平成31年10月31日	第5項	前項 附則第20条第4項 平成28年5月2日	第13項 附則第20条第14項において準用する同条第4項 令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日	第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第13項の 前2項及び第13項	第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第13項の 前2項及び第13項
第7項の表第51条の3 第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項	第7項の表第51条の3 第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第51条の3 第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第51条の3 第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第51条の6 第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第14項において準用する同条第5項	第7項の表第51条の6 第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第52条第2 項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第52条第2 項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項	第8項	第4項	第13項

第6条による改正

足立区特別区税条例の一部を改正する条例（平成30年7月2日条例第36号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (施行期日)</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号 (施行期日)</p>
<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中足立区特別区税条例第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第48条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第49条から第51条まで及び第51条の3の改正規定並びに第6条並びに付則第3条及び第4条の規定 平成30年10月1日</p> <p>(2) 第1条中足立区特別区税条例第10条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第23条第1項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日</p> <p>(3) 第2条及び第7条の規定 平成31年10月1日</p> <p>(4) 第1条中足立区特別区税条例第9条第1項の改正規定（「よつて」を「より」に改める部分に限る。） 平成32年4月1日</p> <p>(5) 第3条並びに付則第5条及び第6条の規定 平成32年10月1日</p> <p>(6) 第1条中足立区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定、同条例第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第17条及び第18条の2の改正規定並びに同条例付則第2条の2の2の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日</p> <p>(7) 第4条並びに付則第7条及び第8条の規定 平成33年10月1日</p> <p>(8) 第5条の規定 平成34年10月1日 (区民税に関する経過措置)</p>	<p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中足立区特別区税条例第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第48条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第49条から第51条まで及び第51条の3の改正規定並びに第6条並びに付則第3条及び第4条の規定 平成30年10月1日</p> <p>(2) 第1条中足立区特別区税条例第10条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第23条第1項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日</p> <p>(3) 第2条及び第7条の規定 令和元年10月1日</p> <p>(4) 第1条中足立区特別区税条例第9条第1項の改正規定（「よつて」を「より」に改める部分に限る。） 令和2年4月1日</p> <p>(5) 第3条並びに付則第5条及び第6条の規定 令和2年10月1日</p> <p>(6) 第1条中足立区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定、同条例第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第17条及び第18条の2の改正規定並びに同条例付則第2条の2の2の改正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日</p> <p>(7) 第4条並びに付則第7条及び第8条の規定 令和3年10月1日</p> <p>(8) 第5条の規定 令和4年10月1日 (区民税に関する経過措置)</p>
<p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前</p>	<p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前</p>

改正前	改正後
<p>の例による。</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の区民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>(手持品課税に係るたばこ税)</p> <p>第6条 <u>平成32年</u>10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>平成32年</u>11月2日までに区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年</u>3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下この項及</p>	<p>の例による。</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の区民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>(手持品課税に係るたばこ税)</p> <p>第6条 <u>令和2年</u>10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>令和2年</u>11月2日までに区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年</u>3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下この項及</p>

改正前			改正後		
び次項において「32年新条例」という。)第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			び次項において「2年新条例」という。)第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式	第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第51条の3第5項	第1項又は第2項	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成30年足立区条例第36号。以下この節において「平成30年改正条例」という。)付則第6条第3項	第51条の3第5項	第1項又は第2項	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成30年足立区条例第36号。以下この節において「平成30年改正条例」という。)付則第6条第3項
第51条の6第1項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第6条第2項	第51条の6第1項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第6条第2項
	当該各項	同項		当該各項	同項
第52条第2項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第6条第3項	第52条第2項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第6条第3項
5 32年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により			5 2年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により		

改正前	改正後
<p>たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>(手持品課税に係るたばこ税)</p>	<p>たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>(手持品課税に係るたばこ税)</p>
<p>第8条 <u>平成33年</u>10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>平成33年</u>11月1日までに区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成34年</u>3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下この項及び次項において「<u>33年新条例</u>」という。）第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>33年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第8条 <u>令和3年</u>10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>令和3年</u>11月1日までに区長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和4年</u>3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下この項及び次項において「<u>3年新条例</u>」という。）第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正前			改正後		
第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式	第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第51条の3第5項	第1項又は第2項	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年足立区条例第36号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第8条第3項	第51条の3第5項	第1項又は第2項	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年足立区条例第36号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）付則第8条第3項
第51条の6第1項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第2項	第51条の6第1項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第2項
	当該各項	同項		当該各項	同項
第52条第2項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第3項	第52条第2項	第51条の3第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第3項

5 33年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

5 3年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。